

生駒市条例第24号

金鷲の杜倭苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

金鷲の杜倭苑条例の一部を改正する条例

金鷲の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第9条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中

「

大広間、中広間、プレイルーム、談話スペース、研修室	1日につき1人200円。ただし、中学生以下の者は、無料とする。
---------------------------	---------------------------------

を」

「

大広間、中広間、プレイルーム、談話スペース、研修室	1日券	1人200円
	回数券（1日券10枚相当分）	1,800円
	回数券（1日券20枚相当分）	3,400円
	回数券（1日券30枚相当分）	4,800円

に改め、」

同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 中学生以下の者にあつては、無料で大広間、中広間、プレイルーム、談

話スペース及び研修室を使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条中金鵝の杜倭苑条例別表の改正規定を次のように改める。

別表中「1,800円」を「1,830円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「4,800円」を「4,890円」に、「150円」を「160円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

附則第9項中「の使用に係る」を「に徴収する」に改める。